

令和8年（フ）第91号

栃木県宇都宮市西川田町867ー4カサーレ西川田A101

破産者 ドラゴンテクノロジー株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第92号

栃木県宇都宮市西川田町867ー4カサーレ西川田A101、住民票上の住所石川県白山市湊町タ6番地1

破産者 小川 竜一

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第243号

栃木県日光市猪倉3625番地

破産者 有限会社ガレッジフクダ

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第321号

栃木県栃木市日ノ出町14番4号

破産者 高橋 睦

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第328号

栃木県那須塩原市箭坪35番地12、前住所栃木県那須郡那須町大字湯本667番地19

破産者 笠原 計人

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第329号

栃木県那須塩原市箭坪35番地12、前住所栃木県那須郡那須町大字湯本667番地19

破産者 笠原 智江（旧姓有泉）

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第343号

栃木県日光市川治温泉高原41番地の2

破産者 矢羽商事株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第66号

栃木県足利市福居町254番地1

破産者 有限会社ヤナセ運送

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（フ）第477号

埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目34番地4

破産者 有限会社金澤製作所

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第7号

千葉県長生郡一宮町東浪見831番地3

破産者 エルズホーム有限会社

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和8年（フ）第8号

千葉県いすみ市岬町江場土4340番地2

破産者 齋藤 浩

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和8年（フ）第91号

千葉県木更津市請西南3丁目14番地6

破産者 浅倉 留奈（旧姓長嶺）

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第94号

千葉県袖ヶ浦市下泉573番地

破産者 有限会社花川金物店

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第95号

千葉県袖ヶ浦市下泉573番地

破産者 武井 徹美

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和8年（フ）第108号

長野市大字上駒沢51番地1

破産者 有限会社ハーティーフレイト

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所民事部破産係

令和6年（フ）第3695号

大阪府東大阪市横小路町4丁目9番50号

破産者 サコホーム有限会社

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6122号

大阪府寝屋川市点野3丁目38番21号

破産者 株式会社サカデン

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1447号

大阪府豊中市清風荘1丁目6番6号

破産者 有限会社ブリティ

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年（フ）第133号

和歌山市西田井366番地8

破産者 株式会社ランドマーケット

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第1298号

広島市安佐南区西原2丁目26番39号

破産者 株式会社原田

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所民事第4部

令和4年（フ）第135号

福島県郡山市南二丁目99番地オクタゴンビル5F、商業登記簿上の本店所在地福島県南相馬市原町区大甕字十日迫4番地

破産者 相馬建設株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年（フ）第3331号

横浜市中区山下町25番地16

破産者 株式会社ファイブスター

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部